

No. 38 公益財団法人岩手県下水道公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和3年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県下水道公社		所管部局 室・課等	県土整備部 下水環境課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 八重樫 弘明		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和62年4月1日	事務所の所在地	〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2			
	平成23年6月1日	電話番号	019-638-2623			
	公益財団法人へ移行登記	HPアドレス	https://www.isf.or.jp/			
資(基)本金等	10,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	5,000,000 円	50.0%		
設立目的	当法人は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。					
事業内容	1 公益目的事業 (1) 下水道の普及啓発事業 (2) 下水道施設の管理運営支援事業 (3) 下水道技術者育成事業 (4) 下水道に関する調査研究事業 (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業 (6) その他公社の公益目的を達成するために必要な事業 2 収益目的事業 (1) 下水道施設整備支援事業 (2) アセットマネジメント支援事業 (3) その他前号に掲げる事業に関する事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	6,917 千円	平均年齢	61.0 才	※令和2年度実績	
常勤職員の状況	合計	23名	うち県派遣	6名	うち県OB	0名
	平均年収	6,129 千円	平均年齢	43.5 才	※令和2年度実績	

2 県施策推進における法人の役割

1	下水道施設の管理運営支援事業、施設整備支援事業、普及啓発支援事業等を行うことで、県内の下水道行政を支援する。自然災害等により被災した下水道施設について、復旧・復興に向けた市町村の汚水処理施設整備を支援する。
2	流域下水道の管理運営支援者として、流域下水道4処理区の適切な維持管理に貢献する。
3	出前講座や下水道施設の見学会を実施し、汚水処理事業の普及啓発を推進する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似団体として、日本下水道事業団が挙げられるが、市町村から要請のある処理場維持管理支援などに十分対応していないといった課題があるため、これらの課題に対応できる下水道公社との業務の棲み分けが行われている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

下水道の維持管理は、機械・電気・化学・土木の各職種における高度な専門的知識と経験が必要であるが、県直営の場合、人事異動があるため維持管理に精通した職員の継続的な配置が困難であり、技術力・経験・体制が確保されている下水道公社の支援が必要である。

4 連携・協働のあり方

年度当初の下水道三者連絡協議会において、今年度の県の取組方針と公社の業務方針に係る情報交換を行うとともに、それぞれの課題に係る協議の機会を通じ具体的な支援、指導をいただいている。また、県汚水処理推進会議幹事会に参画し、下水道関係機関・団体との情報共有が図られている。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	下水道の普及啓発 ①浄化センター等の見学対応、出前講座の開催 ②普及啓発イベントの開催等	① 開催件数 60件 ② 集客者数 2,000人	1件 0人	開催及び協力回数60件 集客者数等 2,000人	開催及び協力回数60件 集客者数等 2,000人
取組内容	①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、浄化センター等の見学案内、出前講座の開催を中止（緊急事態宣言前に施設見学を1件 9名実施） ②新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「施設見学会」の開催、県・市町村開催イベントへの協力等を中止 ③見学の代替として問い合わせなどがあつた県内小学校に下水道についての教育用小冊子を配布（50校2,228部） ④代替イベントとして、ホームページ上でバーチャル下水道探検ツアー（アクセス数182件）を掲載したほか、外部イベントへの普及啓発パネル等を貸出				
課題	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した新しい普及啓発への対応				
2	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	下水道の管理運営支援 ①適正な放流水質（流域下水道） ②省エネルギー対策（流域下水道） ③適正な放流水質（公共下水道）	① 放流水質BOD目標値5mg/L以下の目標達成日数90%以上 ② 省エネ法に基づくエネルギー消費原単位対H28年度比4%削減 ③ 放流水透視度100cm以上の目標達成日数90%以上	100% 12.3%削減 93.5%	目標達成日数90%以上 H28年度比5%削減 目標達成日数90%以上	目標達成日数90%以上 H28年度比6%削減 目標達成日数90%以上
取組内容	①下水処理後の放流水質（BODとSS）の目標達成率の確認、水質悪化時の早急な対応（運転方法の変更や薬剤投入等） ②下水処理施設のエネルギー使用量を毎月確認し、ポンプや送風機の運転方法変更等により省エネルギー対策の検討を実施。目標値は、省エネ法に基づく中長期計画において定めており、H28を基準に毎年1%削減としている。 ③放流水透視度の確認、水質悪化時の早急な対応（運転方法の変更や薬剤投入等）				
課題	水温が低くなる冬期間や季節の変わり目は、処理が不安定になる傾向があるため、そのような期間は、通常時以上に活性汚泥の状態等に注意し対応する必要がある。 また、省エネルギー対策は、下水処理施設のエネルギー使用量が降雨量などの気象、設備の点検や工事による影響を受けてしまうためコントロールするのが困難である。				
3	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	下水道技術者育成 ①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施	① 利用数 延べ100市町村（県）	123市町村（県）	延べ100市町村（県）	延べ100市町村（県）
取組内容	技術研修会の開催（7月、8月）、テーマ別研修会の開催（地方公営企業会計をテーマとした研修会（7月、8月、10月、3月））				
課題	市町村ごとに下水道事業の進捗が異なることから、ニーズに沿った研修内容とすることが難しい。 また、下水道担当職員が少ないため、本研修を受講できない市町村への支援が課題である。				
4	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	下水道施設整備支援事業 ①岩手県並びに市町村の下水道施設整備における設計積算及び現場監督補助等の技術支援 ②自然災害等により被災した市町村等への災害復旧支援	① 要請対応率 100% ② 要請対応率 100%	100% 100%	要請対応率 100% 要請対応率 100%	要請対応率 100% 要請対応率 100%
取組内容	①設計積算及び現場監督補助、市町村へのPR（5月、11月） 自然災害等により被災した下水道管路の復旧等に必要設計積算及び現場監督補助を行うことで、技術職員が不足している市町村等への支援を行っている。事業の円滑な執行に繋げていただくよう、当社の支援項目及び支援内容について、県内のすべての市町村にPRを実施し、支援要請を受けた業務は、すべて受託することを目標としている。 ②設計積算及び現場監督補助、市町村ニーズの把握（5月、11月） 市町村から受託した事業を執行する上で、実際に困っていることや当社へお願いしたいこと等の聞き取りを行いながら、きめ細やかな支援を実施。				
課題	市町村の技術職員の不足が進行していることに加え、市町村職員の異動があるため、初任者等にも分かりやすく当社の支援内容を知ってもらい、事業の円滑な執行につなげる必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	アセットマネジメント支援事業 ①下水道ストックマネジメント計画の策定及び台帳データベース入力業務	① 要請対応率 100%	100%	要請対応率 100%	要請対応率 100%
取組内容	①下水道ストックマネジメント計画の策定及び台帳データベース入力、市町村へのPR（5月、11月） 老朽化した下水道施設の計画的な改築更新に当たって、ストックマネジメント計画の策定や施設台帳整備を行うことで、技術職員が不足している市町村への支援を行っている。計画の策定等により、施設の改築事業に繋げていただくよう、当社の支援項目及び支援内容についてPRを実施し、支援要請を受けた業務は、すべて受託することを目標としている。				
課題	市町村の技術職員の不足が進行していることに加え、市町村職員の異動があるため、初任者等にも分かりやすく当社の支援内容を知ってもらい、事業の円滑な執行につなげる必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	事務事業における効率化 ①超過勤務の効率化	① 超過勤務時間 月平均ひとり 15時間まで	9時間45分	15時間/月まで	15時間/月まで
取組内容	毎月の社内会議において超過勤務時間を確認し、各課長が担当者変更など業務配分の調整を行っている。				
課題	特定の時期に業務が集中するため、業務量を平準化することが難しい。				
2	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	労働環境の改善 ①年次休暇取得日数	① 取得日数 12日/人以上	13日/人	12日/人以上	12日/人以上
取組内容	毎月の社内会議において年次取得日数を確認し、計画的に年次休暇取得を進めている。また、年次休暇を中々取得しない職員へは所属する課長が職員の意見を聞いたうえで積極的に年次休暇取得の働きかけを行っている。				
課題	職員個々の意識により、取得する日数にばらつきが生じる。				
3	経営改善目標	目標値《令和2年度》	実績	《令和3年度》	《令和4年度》
	職員の能力向上 ①職員採用 ②資格保有数の増加	① 需要見通しを踏まえながら対応 ② 保有資格数56（累計）	0 54	1名採用（機械職） 保有資格数58	1名採用（機械職） 保有資格数60
取組内容	令和3年4月機械職1名採用に向け職員採用募集を8月と9月に実施したが、受験者が辞退したため採用に至らなかった。資格取得支援をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資格試験の中止や延期のほか、試験会場への移動が困難となったが、資格数は令和元年度から1増となった。（技術系の資格を取得）				
課題	①技術系職員の採用については、民間企業との競合により、近年人員確保が難しい状況である。 ②資格保有数の増加については、職員個々の計画的な準備が必要となる。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	8	1	1	6	8	1	1	6	7	1	1	5
計	9	1	2	6	9	1	2	6	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		令和元年度				令和2年度				令和3年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	4	1	3		4	1	3		4	1	3				
	一般職	21	16	4	1	19	16	3		19	16	3				
	小計	25	17	7	1	23	17	6		23	17	6				
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	4			3	10			2	8	11		1	10		
	小計	4			3	10			2	8	11		1	10		
計		29	17	7	3	2	33	17	6	2	8	34	17	6	1	10

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和元年度 人

令和2年度 人

令和3年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和3年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職				1	3
	プロパー					1		1
	県派遣				1	2		3
	県OB							
	その他							
	一般職		3	3	10	3		19
	プロパー		1	3	9	3		16
	県派遣		2		1			3
	県OB							
	その他							
	計		3	3	11	6		23

法人説明欄

〔役員数数の状況について〕

非常勤役員 R2⇒R3 1名減 辞任申出のため

〔県の関与の状況について〕

プロパー職員の採用により、県派遣職員の解消に努めている

〔職員の年齢構成について〕

40歳台の職員の割合が高く、若手・中堅層の割合が低いため、若手のプロパー職員採用に向けて取り組んでいる

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)
資産	262,103	277,555	282,333	4,778
流動資産	176,089	197,795	186,045	▲ 11,750
うち現預金	99,290	137,899	128,555	▲ 9,344
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	86,014	79,760	96,288	16,528
基本財産	10,000	10,000	10,000	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	64,220	54,779	58,896	4,117
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	11,794	14,981	27,392	12,411
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	59,493	60,680	61,531	851
流動負債	34,033	43,591	39,631	▲ 3,960
うち有利子負債	0	0	0	0
固定負債	25,460	17,089	21,900	4,811
うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産	202,610	216,875	220,802	3,927
指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0
一般正味財産	192,610	206,875	210,802	3,927

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)
経常収益	277,002	307,128	311,620	4,492
経常費用	248,136	293,121	302,080	8,959
事業費	205,951	250,986	257,432	6,446
うち人件費	127,359	147,220	148,890	1,670
うち支払利息	0	0	0	0
管理費	42,185	42,135	44,648	2,513
うち人件費	35,793	35,261	35,105	▲ 156
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	28,866	14,007	9,540	▲ 4,467
経常外収益	0	8,212	204	▲ 8,008
経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	8,212	204	▲ 8,008
法人税、住民税及び事業税	6,059	7,954	5,817	▲ 2,137
当期一般正味財産増減額	22,807	14,265	3,927	▲ 10,338
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
正味財産期末残高	202,610	216,875	220,802	3,927

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	169,350	186,997	215,300	28,303	流域下水道施設管理運営支援、流域下水道施設整備支援等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
自己資本比率(%)	77.3	78.1	78.2	0.1	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	517.4	453.8	469.4	15.6	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	17.0	14.4	14.8	0.4	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	65.7	62.3	60.9	▲ 1.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	111.6	107.6	103.2	▲ 4.4	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	14.2	6.5	4.3	▲ 2.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(令2-令元)	
	B	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 美費弁償方式による県から受託している流域下水道管理運営支援業務において、施設の修繕費が増加したことにより経常収益と経常費用が共に増加しているために、当期一般正味財産増減額は前年に比較すると減少したものの、法人全体の利益を確保するだけの市町村等からの受託があったので損失とはなっていない。また、借入金もないため財務に及ぼす影響はない。</p> <p>【県の財政的関与について】 県から流域下水道管理運営支援業務と流域下水道施設整備支援業務を受託している。 令和2年度は、流域下水道施設整備支援業務の要請件数が増加した。</p> <p>【財務指標・財務評価について】 ・流動比率の増加は、受託している業務の完了件数が多くなったことで、年度内に委託料の入金が多かったことによる。 ・人件費率の減少は、超過勤務の削減に取り組み、昨年度に比べ17%程度減少したことによる。 ・独立採算度については、収益事業の経常収益が下がったことによるものであるが、採算ラインの100%を超えている。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の設立目的は、岩手県及び県内市町村の下水道行政の支援である。施設の老朽化の進行、担当技術者の減少など自治体の下水道事業はますます厳しい状況にあり、社会的要請は設立当初よりも大きくなっている。 下水道事業は建設から維持管理・改築に移行し、市町村からの支援要請は建設・維持管理のみならず、ストックマネジメント計画策定、施設改築など多様化している。当法人の果たすべき役割は今後さらに大きく幅広くなっていくものと考えている。
所管部局	下水道公社は、県の下水道施設推進の一翼を担うために設立されたものであり、施設の長寿命化を見据えた効率的かつ適正な維持管理など、設立時に比べ公社の担う役割は増加していることから、県施策の推進や県内市町村からの要請に対する貢献が一層期待される。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県・市町村は、下水道管理者として、事業実務や経営に関する業務を実施する必要があるが、技術職員の減少、職員の異動等による技術の継承に課題がある一方、当法人は多様な専門職の技術者を有し、長年にわたり技術を継承している強みを活かし、下水道管理者を補完する役割を担っている。 更に当法人が実施している下水道設計積算業務は、公平中立的な観点から民間会社では困難な業務である。 類似事業を行っている非営利団体として、日本下水道事業団が挙げられるが、市町村からの要請内容や規模で棲み分けを行っている。
所管部局	下水道公社が実施している業務は、下水道管理者の視点で公益性、公共性の高い業務を補完していることから民間団体との棲み分けがされると認められる。 なお、日本下水道事業団では、市町村から要請のある処理場維持管理支援などに十分対応していないといった課題があるため、これらの課題に対応できる下水道公社との業務の棲み分けが行われている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	簡素効率的かつ安定した組織運営に向け平成28年度に県南支社を本社に統合し、円滑な運営が行われている。また、事業・機能ごとに組織を3課に分け役割を明確にしながらも、セクション間の連携が必要な場面では課の枠にとらわれず柔軟に対応している。人材育成については、基本研修計画及び専門研修計画を定め、役職、職種、経験年数に応じて計画的な人材育成に取り組んでいる。この他、資格取得を奨励し、受験費用の支援を行っている。
所管部局	平成28年度の組織再編以降、組織の簡素効率化、業務課に同じ職種の職員チームを編成するため、バックアップ体制が充実し、適切な組織管理に繋がっている。また、人材育成については、役職、職種、経験年数に応じて、外部の研修への受講を奨励するほか、資格取得支援や日常業務におけるOJTによって職員の能力向上に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	個人情報保護マネジメントシステム構築により情報セキュリティ対策の強化や、社内の不正等の防止のためコンプライアンス通報・相談窓口を設置している。
所管部局	個人情報保護の強化の観点から、個人情報保護マネジメントシステム構築に努めているほか、これまでの個人情報保護に係る方針や要綱等の見直しを行い、要綱等に基づくハンドブックを作成したほか、職員研修により周知を図っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	役員には理事会、評議員会で中期経営計画、業務方針、事業目標等について報告し、了承を得ている。 社内向けには、毎月の社内会議において事業目標及び経営改善目標に対する達成状況を確認し、収益事業の営業強化や超過勤務時間の縮減など対策を講じている。
所管部局	経営理念・経営基本方針に沿った事業の推進について、役員に対する説明、職員への周知・情報共有の推進に努めている。また、社内会議を通じて経営目標における進捗状況の確認や調整を行うほか、業務執行状況報告を理事会及び評議員会で行うなど、計画に対しての取り組みが概ね適正に行われている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から法人へ職員6名の派遣を行っている。このうち、県派遣職員5名については、県から委託している流域下水道管理に関する業務等への従事及び支援の度合いが高いため、県が給与を負担することとしている。 下水道の維持管理は、様々な専門職（土木、電気、機械、化学等）の高度な専門的知識と経験が必要であること、施設の老朽化に伴う適切な維持管理体制の確保や人口減少による技術者不足等の下水道行政を取り巻く環境の変化に対応することが求められるため、相互の人材の技術継承や市町村支援のニーズの増加によるプロパー職員の増員等の必要性を総合的に判断し、中期経営計画に基づき段階的に派遣職員を縮小しようとしている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について

法人	情報公開に関する規則を定め適切に公開している。また、法人ホームページで積極的な情報公開に努めている。県民からの意見聴取の仕組みとしてホームページにお問い合わせフォームを開設している。
所管部局	公益財団法人への移行と同時に情報公開規則を定め、ホームページ等により定款・事業報告書等の財務・業務に関する資料のほか、流域下水道の各処理区における維持管理状況（水量・水質・汚泥等）等を積極的に情報公開・情報提供している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人 1	・事業目標として設定している「下水道技術者育成①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施」の目標値「利用数 延べ100市町村(県)」について、前回の運営評価に続き、実績が目標値を上回っています。法人の経営努力の成果として評価されるべきものと考えます。一方で、所管部局に対する指摘として記載しましたが、目標値に研修受講者の満足度等も追加し、PDCAサイクルを運用することで、回数のみならず、内容の充実も図られることが期待されます。所管部局と連携して、中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。
所管部局 1	・法人は、県及び市町村の下水道技術者の育成を図る上で重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「下水道技術者育成①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施」の目標値「利用数 延べ100市町村(県)」について、前回の運営評価に続き、実績が目標値を上回っています。法人の経営努力の成果として評価されるものと考えます。一方で、県内の市町村においては、技術の継承及び地方公営企業会計への対応に課題を有している団体も多く、法人が果たす役割に対する期待は増大しているものと考えます。そうした法人の役割を踏まえ、より充実した研修が実施されるよう、目標値に研修受講者の満足度等を追加することで、県施策推進への法人の貢献の度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討する必要があります。
所管部局 2	・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和元年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 公共下水道施設の管理運営に必要な専門職員が不足している市町村に対して、管理運営支援業務や下水道技術者育成事業等の実施により、引き続き、支援していく必要があります。	実施済	令和元年度は市町村訪問を年1回行い、県の下水道環境課にて行う下水道事業実施計画ヒアリングに年2回参加し、要請のあった全ての市町村に対し、下水道施設的设计・積算及び現場監督補助等の災害復旧の技術支援を行った。また、技術研修等を開催し技術者の育成に寄与している。今後も市町村訪問を継続し、ニーズの把握や意見交換を行い、積極的な支援を継続していく。	R2.3
	2 汚水処理事業の運営に係る広域化・共同化計画の策定に関し、県及び市町村と連携して積極的に検討を進めていく必要があります。	実施済	オブザーバーとして、県が開催する広域化・共同化に関する打合せ等に参加することで県の政策に関与している。	R2.3
所管部局	1 県及び県内市町村の下水道行政を支援するために法人が展開する事業について、より効果的なものとなるように、連携協働を強化し、適切な指導・助言をしていく必要があります。	実施済	当法人と県の下水道環境課及び北上川上流流域下水道事業所で構成する「下水道三者連絡協議会」で相互の連絡協調体制は確立されているので、引き続き連携・情報共有を図っていく。	R2.3
	2 自立的な運営に向けて、法人プロパー職員へのマネジメントスキルが向上するよう、継続的に取り組んでいく必要があります。	実施済	産業技術短期大学で開催している社員研修系の研修へ主任以上の役職に応じて参加し、マネジメントスキルの向上に努めるなど継続した取組を実施している。	R2.3

【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 公共下水道施設の管理運営支援に必要な専門知識が不足している市町村に対して、管理運営支援業務や、急務となっている地方公営企業会計の導入に係る職員研修等の下水道技術者育成等の実施により、引き続き支援していく必要があります。	実施済	令和2年度は2市2町1村の6処理場において管理運営支援業務を実施した。また、地方公営企業会計研修を4回開催の他、個別相談会等を実施した。今後も市町村に対し積極的な支援を継続していく。	R3.3
	2 汚水処理事業の運営に係る広域化・共同化計画の策定に関し、令和4年度の策定に向けて作業が本格化していくことから、県及び市町村と連携して、法人としての支援の在り方についてさらに検討を進めていく必要があります。	実施済	オブザーバーとして、県が開催する広域化・共同化に関する打合せに参加することで県の施策に関与している。今後も市町村が実施する下水道事業を補完する立場で支援を継続していく。（技術継承のための研修実施など）	R3.3
所管部局	1 県及び市町村の下水道行政を支援するために法人が展開する事業について、より効果的なものとなるように、連携・協働を強化し、適切な指導・助言をしていく必要があります。	実施済	当法人と県の下水道環境課及び北上川上流流域下水道事業所で構成する「下水道三者連絡協議会」で相互の連絡協調体制は確立されているので、引き続き連携・情報共有を図っていく。	R3.3
	2 自立的な運営に向けて、法人プロパー職員のマネジメントスキルが向上するよう、効果的な支援を継続的に取り組んでいく必要があります。	実施済	産業技術短期大学で開催している社員研修系の研修へ主任以上の役職に応じて参加し、マネジメントスキルの向上に努めるなど継続した取組を実施している。	R3.3